

清里町ハイヤー利用助成券交付事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ハイヤーの利用に係る費用の一部の助成について必要な事項を定め、高齢者等の日常生活に必要な交通手段を確保するとともにその外出を促し、もって福祉の増進及び町の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ハイヤー事業者とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イ又はハに規定する事業を営営する者のうち、清里町に事業所を有し、あらかじめ町と委託契約を締結した事業者をいう。
- (2) ハイヤーとは、前号に規定する事業者の所有する事業用自動車をいう。

(助成券)

第3条 町長は、ハイヤーで使用できる清里町ハイヤー利用助成券（以下「助成券」という。）を交付し、その券に記載する金額（以下「券面額」という。）を助成する。

2 前項に定める助成券の券面額は別表1のとおりとする。

(対象者)

第4条 助成券交付の対象となる者は、町内に住所を有し、かつ、在宅者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 運転免許証を所持していない75歳以上の者
- (2) 65歳以上であって、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳1級、2級の交付を受けた者
- (3) 65歳以上であって、知的障害者更生相談所又は児童相談所において、知的障害者と判定され、療育手帳（A）の交付を受けた者
- (4) 65歳以上であって、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭

和 2 5 年法律第 1 2 3 号) 第 4 5 条に規定する精神障害者保健福祉手帳 1 級又は 2 級の交付を受けた者

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めた者

(交付申請)

第 5 条 助成券の交付を受けようとする者は、清里町ハイヤー利用助成券交付申請書(別記様式第 1 号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により申請があった場合、当該申請の内容を審査した上で適当と認めたときは、助成券(別記様式第 2 号)を交付するものとする。

3 助成券の使用期限は、当該年度の交付の日から、3 月 3 1 日までとする。

4 助成券の交付枚数は、別表 2 のとおりとする。

5 助成券の交付申請については、毎年度対象者 1 名につき 1 回とし、原則として再発行、追加交付は行わない。

6 当該年度中に前条に規定する対象者となった者については、対象となった日の属する月を含めた残月数に別表 2 に定める 1 箇月当たりの交付枚数を乗じた枚数を交付する。

(使用方法)

第 6 条 助成券は、助成券の交付を受けた者がハイヤー事業者の所有するハイヤーを町内移動のために利用する場合において、運賃を超えない範囲で使用することができる。ただし、医療機関への通院に際して使用する場合には、町外への使用も認めることとする。なお、1 回に使用する助成券の使用枚数は制限しない。

2 助成券の交付を受けた者が、前項の規定により助成券を使用するときは、運賃から助成券に記載の額を差し引いた差額分を乗務員に支払うものとする。

(譲渡の禁止)

第 7 条 助成券の交付を受けた者は、これを他に譲渡してはならない。

(資格の喪失)

第 8 条 助成券の交付を受けた者が次の各号に該当したときは、助成券の使用

資格を失う。

- (1) 対象者が死亡したとき。
 - (2) 第4条に規定する対象者でなくなったとき。
 - (3) その他の事由により資格喪失について、町長が必要と認めたとき。
- (助成券の返還)

第9条 助成券の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに清里町ハイヤー利用助成券交付資格返還届（別記様式第3号）によりその旨を町長に届け出るとともに、未使用の助成券を返還しなければならない。

- (1) 助成券の使用資格を失ったとき。
- (2) 虚偽の申請、その他不正な手段により助成券の交付を受け、又は使用したと認められたとき。
- (3) その他の事由により、町長が必要と認めたとき。

(変更申請)

第10条 助成券の交付を受けた者は、申請事項に変更があるときは、清里町ハイヤー利用助成券変更届（別記様式第4号）により、町長に届け出なければならない。

- 2 町長は、前項の規定による変更届の提出があったときは、その内容を審査の上、変更の承認又は不承認を決定し、清里町ハイヤー利用助成券変更承認（不承認）通知書（別記様式第5号）により申請者に通知するものとする。この場合において、町長は、助成券の使用に関して条件を付することができる。

(乗車料金の請求)

第11条 ハイヤー事業者は、毎月10日までに、清里町ハイヤー利用助成券利用料金請求書（別記様式第6号）に前月において使用のあった助成券を添えて、乗車料金を町長に請求するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により請求書の提出を受けたときは、内容を審査し、30日以内に支払うものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表1 (第3条第2項関係)

ハイヤー利用助成券	券面額
1枚当たり	500円

別表2 (第5条第4項関係)

市街地からの距離	地区	月交付枚数	交付枚数
3km以下	上斜里中、上斜里南、羽衣町南、羽衣町第1、羽衣町第2、羽衣町第3、水元町第1、水元町第2、新町、下江鷺、向陽北、向陽東、向陽中、向陽西	3枚	36枚
6km以下	上斜里東、上斜里、上斜里西、江南東、江南第3、神威東、神威中、神威第1	4枚	48枚
9km以下	上斜里大和、神威西、神威南、札弦町第1、札弦町第2	5枚	60枚
12km以下	札弦町第3	6枚	72枚
12km以上	緑町	7枚	84枚